

京都市告示第 434 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しましたので、同条第 4 項の規定に基づき告示します。

平成 28 年 12 月 2 日

京都市長 門川 大作

道路の種類	路線名	区間	指定の部分・延長
主要府道	宇多野嵐山山田線	右京区嵯峨釈迦堂門前 裏柳町 7 番地先から 同区嵯峨天龍寺瀬戸川町 15 番地の 2 地先まで	上下線・130 m

(建設局土木管理部道路河川管理課)